



国民健康保険加入者の皆さんへ

人間ドック受診料を助成します

疾病の早期発見及び予防のため、定期的な検診を受け健康状態をチェックしましょう。

■対象／松伏町国民健康保険の被保険者で、次の要件にすべて該当する方

- ▶受診申請日及び受診日に加入している方
- ▶受診日に35歳以上の方
- ▶国民健康保険税を完納されている方

■申込み／保険証及び免許証などの本人確認書類を持参し、住民ほけん課窓口で申請してください。

※受診票を発行しますので、受診前に申請してください。(受診後の申請は受付できません。)

■定員／150名(定員になり次第締切り)

■自己負担額

【指定医療機関】 15,000円(埼玉野村病院又は埼玉筑波病院)

【指定医療機関以外】 いったん全額を自己負担していただき、受診項目を確認した上で受診後に助成金を交付します。

(助成金額は、検診料総額が35,000円以上のときは20,000円、35,000円未満のときは検診料総額から15,000円を差し引いた金額)

※保健事業の実施にあたり、人間ドック検診結果表(写)を町へ提出してください。

特定健診(個別健診)の受診期間は
10月31日(木)までです

特定健診は、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診で、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、1年に1回の実施が医療保険者(協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など)に義務づけられています。

対象者の方には、5月に特定健診受診券及び案内文書を送付しています(紛失している方は国保年金担当にご連絡ください)。ぜひ受診しましょう!

■対象／4月1日に松伏町国民健康保険加入者で、年間を通じて加入予定の40歳以上の方(年度中に40歳になる方、後期高齢者医療制度へ移行予定で受診日において74歳の方を含む。)

■自己負担額／個別健診1,000円(町内の指定医療機関で実施)

交通事故などで国民健康保険証を
使うときには届出を!

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、保険者への届出が義務づけられています。

本来、被害者に過失がない限り、加害者が医療費の全額を負担することになりますが、保険証を使うことによって、窓口でお支払いいただく一部負担金以外の医療費(保険給付分)は医療機関から保険者(町)に請求がされます。

その場合は、町が加害者にかわっていったん立て替え、後日その立替分を加害者へ請求することとなります。

ただし、加害者へ請求を行うには、被害者からの届出が必要となりますので、次の行為に該当するときは、必ず届出をしてください。

- ▶交通事故(自損事故を含む)
- ▶暴力行為(けんか)

自殺未遂や自傷行為の場合も届出をしてください。保険給付を受けられる場合があります。